

令和3年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和3年11月25日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

令和 3 年 11 月 25 日（木）

- | | | |
|------|------------|---|
| 第 1 | 議席の指定 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 一般質問 | |
| 第 5 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入出決算の認定について |
| 第 6 | 認定第 2 号 | 令和 2 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第 5 号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第 8 | 議案第 6 号 | 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第 9 | 議案第 7 号 | 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第 10 | 議案第 8 号 | 令和 3 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 11 | 議案第 9 号 | 令和 3 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（28名）

1 番 清 水 崇 文 君

2 番 三 浦 利 章 君

4番 安 徳 壽美子 君
6番 森 操 君
8番 関 善次郎 君
10番 中 村 正 志 君
12番 永 澤 由 利 君
15番 仲 田 孝 行 君
17番 米 田 徳一郎 君
19番 阿 部 加代子 君
22番 東 梅 守 君
25番 浜 川 末 松 君
27番 高 橋 由 一 君
29番 佐 藤 克 典 君
31番 藤 原 恵 子 君

5番 竹 花 邦 彦 君
7番 鈴 木 一 夫 君
9番 中 上 一 登 君
11番 菊 池 美 也 君
14番 遠 藤 幸 徳 君
16番 上 野 三四二 君
18番 山 下 勝 君
21番 神 田 謙 一 君
24番 田 中 二 郎 君
26番 中 瀬 春 英 君
28番 大 友 仁 子 君
30番 林 崎 竟次郎 君
32番 高 橋 七 郎 君

欠席議員（5名）

3番 伊 藤 源 康 君
20番 高 橋 輝 彦 君
33番 佐々木 功 夫 君

13番 大 坂 俊 君
23番 鈴 木 重 男 君

説明のため出席した者

広域連合長 谷 藤 裕 明 君
代表監査委員 菅 原 和 彦 君
次長兼 福 士 昭 君
総務課長 羽 生 広 則 君
会計管理者兼 会 計 室 長

副広域連合長 山 本 賢 一 君
事務局長 工 藤 弘 幸 君
業務課長 千 葉 光 輝 君

職務のため出席した者

議会書記長 福 士 昭 君 議会書記 小 林 香 織 君
議会書記 浅 沼 和 也 君

開会 午後 2時10分

◎開会及び開議の宣告

○議長（遠藤幸徳君） これより令和3年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は28名であります。

欠席の通告は、大坂俊議員、鈴木重男議員、佐々木功夫議員、伊藤源康議員、高橋輝彦議員、以上5名であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

◎諸般の報告

○議長（遠藤幸徳君） 最初に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告が9件あります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

◎議席の指定

○議長（遠藤幸徳君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に3名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

福士書記長。

○議長（福士 昭君） 議席番号12番 永澤由利議員、議席番号21番 神田謙一議員、議席番号30番 林崎寛次郎議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸徳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において4番 安徳壽美子議員、5番 竹花邦彦議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（遠藤幸徳君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 異議なしと認め、よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（遠藤幸徳君） 日程第4、一般質問を行います。

質問を許します。

阿部加代子議員。

○19番（阿部加代子君） 19番、阿部加代子です。

保険事業実施計画データヘルス計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

日本再興戦略、再び興す戦略です。

平成25年6月14日閣議決定において、全ての健康保険組合に対し、加入者の健康保険保持、増進のため、事業計画の策定が義務づけられました。当広域連合としても、健康寿命の延伸の実現のため、平成27年3月に保健事業実施計画第2期計画を策定、平成30年3月には第2期保健事業実施計画を策定し、令和5年度までの6か年計画期間となっています。平成30年度から令和2年度を前期期間、令和3年度から令和5年度までを後期期間とし、令和2年度に中間評価及び見直しが行われています。見直しについては、令和元年10月に厚生労働省が公表した高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版で保健事業と介護予防を一体的に実施する内容を踏まえることになっています。令和2年度には、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針、保健事業指針に基づき、生活習慣病等の発症や重症化予防及び心身機能の低下防止を図るための被保険者の健康の保持、増進に向けた取組を推進することになっています。

後期高齢者医療制度の始まった平成20年4月では、後期高齢者被保険者数は18万4,443人でしたが、令和2年4月では、21万6,804人となり、12年間で3万2,361人増加し、今後、さらに増加が見込まれています。人口は減りますが、後期高齢者人口は増加し、2025年には、65歳以上の高齢者のおよそ6割が後期高齢者となります。

県内の高齢化率は、令和元年度において既に33.1%ですが、40%を超える12市町村があります。最高が西和賀町の51.4%、次いで葛巻町47.1%、住田町44.9%です。1人当たりの医療費が最も高額なのは、令和2年、皆様のお手元に配付されておりますけれども、2年度、雫石町91万2,912円、次いで矢巾町90万62円、盛岡市86万4,380円です。新規人工透析導入者数、令和元年度、最も多いのは盛岡市49人、次いで一関市30人、花巻市29人となっております。

以上のような現状を踏まえ、後期高齢者医療制度をはじめとした社会保障制度が安定的に運営されることが、高齢者が安心して暮らすために重要となっています。

11月11日は介護の日です。県内の要支援、要介護認定者数は、今年3月末現在、厚生労働省のまとめで7万8,737人となっています。後期高齢者特有の状態を把握し、課題にどのように取り組むのか、具体策が求められています。

後期高齢者は、97.9%が医療機関を受診しており、80歳からは要介護認定割合が4割に急上昇するなど、医療と介護ニーズを併せ持つ状況にある方が急上昇します。後期高齢者は前期高齢者と比べ、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルが顕著に進行します。慢性疾患を保有し、フレイルなどを要因とする老年症候群の症状が混在するため、包括的な疾病管理が必要となってきます。その反面、健康状態や生活機能の個人差が拡大し、自立度の高い後期高齢者がいる一方で、多病を抱え高度な医療を要する後期高齢者が一定の割合でおられます。そして、後期高齢者は医療を受診しているため、健診を受診していない者も多い状態です。

被保険者の健康保持、増進を図る保健事業の実施、保健事業と介護予防の一体的実施について、広域連合から構成市町村へ業務委託を行い実施していくことが法律で定められています。評価のまとめでは、構成市町村は連携及び協力体制が強化され、また、関係団体の協力や民間力の活用により、期待以上の効果が得られる等、事業が順調に推進されていると評価しますとなっています。個別保健事業の長寿・健康増進事業では、平成30年度に健診追加項目に血清クレアチニン検査が追加されました。令和元年度実施できているのは12市町村だけです。人間ドックを実施しているのは11市町村、健康教育、健康相談の実施は2増えて4市町村です。社会参加活動の実施は1増えて2市町村です。増えているので改善と評価をされています。

実施主体は各市町村ですが、広域連合として、実施できていない市町村へ実施に向けて何か働きかけを行っているのかお伺いいたします。

令和2年度に、後期高齢者の質問票を活用した新たな健診を実施した市町村は約7割です。3割の市町村は行っていません。後期期間での早期実施が望まれますと評価されています。フレイル等の高齢者の特性を把握するための後期高齢者の質問票です。実施に向けて、何が課題なのか。市町村に聞き取り等を行い、広域連合として支援できることはないのでしょうか。お伺いいたします。

国民健康保険と後期高齢者医療の保健事業を計画し、介護保険の地域支援事業と一体的に実施する在り方が示され、広域連合では、令和2年度から6市町村へ委託を行っています。令和6年度までに全市町村に委託を目指していますが、大変厳しい目標です。令和3年度の実施状況について伺います。

実施には、保健師の人材不足、企画・調整能力を行うためのスキルアップが求められます。人材確保、研修会等の実施など、市町村への後方支援を広域連合が行うべきではないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

中間計画報告において、後期期間において取り組む課題の整理として、1、健康課題、2、一体的実施に向けた体制等の整備については、構成市町村とのより一層の連携が必要と考えます。具体的取組についてお伺いいたします。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（遠藤幸徳君） 谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 阿部加代子議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、長寿・健康増進事業の実施に向けての市町村に対する働きかけについてですが、長寿・健康増進事業は、後期高齢者の健康づくりを推進するため、市町村が健診の項目を追加する場合などの健康増進事業に係る費用に対し補助しているものであります。地域に適した事業の選択に苦慮している市町村もあることから、実施市町村の好事例の横展開が進むよう、周知や協議などの支援を行っているところであります。

次に、後期高齢者の質問票の活用に向けた市町村の支援についてですが、後期高齢者の保健事業の実施に当たっては、地域の特性や後期高齢者が抱える個々の健康課題を踏まえたきめ細やかな内容とする必要があります。健康課題などの把握に当たっては、議員御案内のとおり、フレイル等の高齢者の特性を把握するため、後期高齢者の質問票の活用が有効と考えられることから、今後も、質問票の有効性やその結果を活用した効果的な保健事業の実施について、市町村に説明するほか、実施に向けての課題解決への協力などの支援を継続してまいりたいと存じます。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る市町村支援などの実施状況ですが、令和3年度は9市町が実施しており、24市町村が未実施となっております。実施市町村に対しましては、連携会議を年2回開催し、事業実施に当たっての課題改良などを協議しているほか、未実施市町村に対しましては、実施に向けた課題解決のためのヒアリングを個別に実施しているところであります。市町村から専門職の確保や事業企画、庁内調整などに苦慮しているとの声が寄せられていることから、広域連合といたしましても、岩手県国民健康保険団体連合会が主催する研修会等の機会を捉えて、事業説明などを継続して実施するなど、関係団体と連携しながら支援に努めているところであります。

次に、データヘルス計画後期期間における市町村との連携についてですが、ただいま答弁いたしました健康課題の解決や一体的実施の推進に向けた市町村が抱えている課題の共有を図るとともに、市町村が主体的に取り組むための環境づくりが必要不可欠だと考えております。広域連合といたしましては、市町村の取組が効果的、効率的に実施されるよう、

市町村に寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。広域連合と市町村のそれぞれがこの機能を十分に発揮できるよう、共有する課題の解決に向けた協議を進め、岩手県並びに岩手県国民健康保険団体連合会の協力を得ながら、後期高齢者の皆様ができるだけ長く自立した日常生活を送ることができるような取組を推進してまいりたいと存じております。

以上、御質問にお答えいたしました。

○議長（遠藤幸徳君） 阿部加代子議員。

○19番（阿部加代子君） 19番、阿部加代子です。再質問させていただきます。

今、御答弁いただきましたけれども、広域連合としては市町村の後方的支援を行い、協力、連携をしてこれからも進めていくということでもございましたけれども、後期高齢者の健康を保持するための様々な事業を、計画は広域連合としてもうしっかりしているわけなのですが、とにかく実施されているところがあまりにも少ない。先ほど、一般質問の登壇でも述べましたけれども、長寿・健康増進事業でございますけれども、平成30年に健診追加項目として、血清クレアチニン検査が追加されておりますが、それも取り組んでいるところにつきましては、やはり少ない。どうすれば、それを実施していただけるのかということ。

やはり、御答弁でいただきましたけれども、よく協議して連携をして取り組んでいただくということがやはり大事になってきますし、人間ドックもそうです。社会参加活動とか、一つの市町村が増えていくから、増えたので、評価としてはよしとしようというような評価の在り方ではございますけれども、やはり、できていないところがほとんどだと思います。これはいかがなものかというふうに思います。

広域連合としては、しっかりと、事業計画しているわけですから、進めていただきたい。できていないところはできる体制をどうすれば整えられるのか、市町村としっかり連携をして進めていかなければ、今後、後期、これじゃ増えていくわけですから、ますます。健康な後期高齢者の方の健康維持のためには、やはり、大事な事業だというふうに思われますし、令和2年度に行われました後期高齢者の質問票、フレイル予防、大変重要だと言われておりますけれども、3割の市町村取り組めていないわけです。そういう実態に、私たち議員が地元に戻りまして、こういう状況ですと、市町村は取り組めていませんねということで、課題にするのはもちろんでございますけれども、やはり、広域連合として、しっかり、厚生労働省で決められたことをやりましょうと、推進していただくということが重要かというふうに思われます。

国民健康保険と後期高齢者医療の保健事業を接続して、介護保険の地域支援事業といった

ことを進めていくということも、たったの1桁です、取り組んでいるところは。やはり、保健師さんが少ないと、各市町村、保健師さん、令和2年度はコロナの関係でも大変でしたので、なかなか取組ができなかったという事情はあるかとは思いますが、来年度に向けましても、コロナも落ち着いてきましたら、ぜひ、保健師の人材育成も図っていただきながら、さらに、今いらっしゃる保健師さんのレベルアップが必要になってきます、この事業に取り組むためには。スキルアップが求められると思いますので、しっかりその辺を広域連合として、各市町村に応援をしていただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤幸徳君） 阿部加代子議員、簡潔に。

○19番（阿部加代子君） すみません。

それらの一助、連携していくということではありましたが、具体的にどう取り組んでいくのかというところを私はお聞きしたかというふうに思いますので、もう一度御答弁を伺って、終わります。

○議長（遠藤幸徳君） 工藤事務局長。

○事務局長（工藤弘幸君） 長寿・健康増進事業についての御質問ということで、お答えいたします。

御指摘の健康増進のための健診項目、血清クレアチニン検査の追加項目、こちらのほうにつきましても、国の要領におきまして、医師の個別の判断が該当の条件となっているということですとか、あとは、国のほうにも広域連合の全国の協議会を通しまして要望してありますが、回答としては、科学的知見データを重視して疾病の発症リストとか費用対効果を勘案し検討するというような回答をいただいているというところで、メリット、デメリットというところを比較検討しながら進めていく必要があるということでございます。

それから、フレイルを新たにカバーした質問票については、こちらのほうについては、特に実施といいますか、利用することに関しての課題というのはないと認識しております。ですから、周知をこれからも、担当者の会議ですとか課長会議等で引き続き行って、なるべく利用していただいて、フレイルを適切にカバーできるような形で進めていきたいと考えております。

いずれ、この健康増進事業につきましても、一体的実施のほうとも絡んでまいります。一体的実施のほうの取組としては、各市町村とヒアリングを行ったり、あるいは、保健師さんたちとの会議の中で、いろいろ、どういった事業ができるかというところをお聞きしながら、それぞれの課題を確認しながら進めていくというところでございます。

やはり、御指摘のとおり、令和2年度についてはコロナ禍でございました。各市町村においても、保健師はそちらのほうに対応しなければいけないというところがございますので、どうしても、人材不足というのがより顕著に現れたというところがございます。ですが、今後、アフターコロナを見据えて、保健師のそういったところに力を注いで、多分、こちらの健康増進のほうに力を注いでいくということにシフトしていくといたしますか、そういったことをやることによって、より健康増進事業、たくさんの効果を生むような事業としてできてくるのかなと思っておりましたので、そういったところを、市町村の事情を確認しながら、今後とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸徳君） 以上で、阿部加代子議員の質問を終わります。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第5、認定第1号「令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

工藤事務局長。

○事務局長（工藤弘幸君） お手元に配付しております議案書の1ページをお開き願います。

認定第1号「令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。この議案書のほかに、別冊の令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1億9,572万2,000円に対しまして、収入済額は1億9,580万3,250円で、予算額に対する収入済額の比率は100.04%でございます。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計予算現額1億9,572万2,000円に対しまして、支出済額は1億9,023万9,400円で、執行率が97.20%、不用額は548万2,600円となっております。

4ページの表の下を御覧願います。

令和2年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は556万3,850円となり、これを令和3年度へ繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から決算の概要についての説明があります。

羽生会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（羽生広則君） それでは、私のほうから、一般会計歳入歳出決算の概要について、御説明を申し上げます。

お手元の決算書、5ページから12ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、事務局運営に関する事務費や職員の人件費などに係る市町村の負担金でございます。

第4款財産収入から、次のページ、7ページの第7款繰越金までの内容につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

第8款諸収入の第1項預金利子は、歳計現金の運用に係る利子収入で、歳入予算額の割合により特別会計と案分して計上しております。

第2項雑入は、8ページの備考欄に記載のとおり、職員用住宅の借り上げに係る職員の自己負担分などとなっております。

9ページにお進み願います。

歳出でございます。

第1款議会費の内容につきましては、10ページの備考欄に記載のとおりでございます。

第2款総務費の第1項総務管理費の内容につきましては、10ページ及び12ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員に係る人件費を派遣元市町村に支払う負担金や、財政調整基金の積立金などがございます。

以上で一般会計歳入歳出決算についての説明を終わりますが、決算書のほか、地方自治法第233条第1項及び第5項に基づく実質収支に関する調書や財産に関する調書、主要な施策の

成果に関する報告書を提出しておりますので、併せて御参照願います。

以上でございます。

○議長（遠藤幸徳君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菅原代表監査委員。

○代表監査委員（菅原和彦君） 地方自治法の規定に基づき、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て、審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

以上、一般会計の決算審査意見書の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（遠藤幸徳君） 監査委員から決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第6、認定第2号「令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

工藤事務局長。

○事務局長（工藤弘幸君） 議案書の2ページをお開き願います。

認定第2号「令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を説明申し上げます。

本議案につきましても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定いただくため提出するものであります。

初めに、決算書の13ページ、14ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1,613億6,398万6,000円に対しまして、収入済額は1,619億2,874万5,926円で、予算額に対する収入済額の比率は100.35%でございます。

なお、収入未済額が2,150万6,364円になっておりますが、第三者行為に係る損害賠償金、医療給付に係る返納金等でございます。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1,613億6,398万6,000円に対しまして、支出済額は1,593億1,273万3,809円で、執行率が98.73%、不用額は20億5,125万2,191円となっております。

16ページの表の下を御覧願います。

令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は26億1,601万2,117円となり、これを令和3年度に繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から決算の概要についての説明があります。

羽生会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（羽生広則君） 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

一般会計と同様に、決算書の17ページから42ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明いたします。

17ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款市町村支出金の第1項、第1目事務費負担金は制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科健康診査事務費などに係る市町村の負担金でございます。

次のページにまいりまして、19ページにまいりまして、第2目保険料等負担金の第2節保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に係る市町村の負担金でございます。

21ページをお開きください。

第3目療養給付費負担金は、当該市町村に住所を有する被保険者に要した療養給付費に対して、その12分の1に相当する市町村の負担金でございます。

23ページにお進みください。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付に係る国の負担金でございます。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、被保険者の所得格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情を勘案して交付される特別調整交付金でございます。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査の実施に対する補助金、第4目特別高額医療費共同事業補助金は、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出に対する補助金、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や、保険料の減免措置などに対する補助金、第7目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、低所得者への保険料軽減措置に対する交付金でございます。

次に、25ページへお進みください。

第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付費に係る県の負担金であります。

第3項県補助金は、東日本大震災の被災者を対象とした一部負担金の免除措置に対する補助金でございます。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する被用者保険等からの支援金として、療養給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

27ページにお進み願います。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど国庫補助金のところで御説明申し上げました国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業からの交付金でございます。

ページ進んでいただきまして、29ページをお願いいたします。

第11款諸収入の第3項、第1目第三者納付金は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金でございます。

次に、31ページをお開き願います。

歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費の内容につきましては、32ページから34ページまでの備考欄に記載しておりますが、主なものは各種通知のための郵便料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借り上げ料などでございます。

次に、33ページから36ページにかけまして、第2款保険給付費でございますが、被保険者が医療を受けた際の療養の給付費用や、自己負担が高額となった場合に支給される高額療養費の費用などを計上してございます。そのうち、35ページ、36ページの第5目審査支払手数料は、診療報酬等の審査支払業務を岩手県国保連に委託している経費でございます。

第3項のその他医療給付費の第1目葬祭費は、被保険者が亡くなられた場合に1人当たり3万円を支給したものでございます。

また、第2目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症対策として新たに設けた項目でございますが、支出はございませんでした。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は、県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、国・県と同額を拠出しておるものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生によりまして財政負担の緩和のために設けられた当該事業への拠出金でございます。先ほど歳入で御説明いたしましたが、この拠出金に対して国から補助金が交付されておるものでございます。

37ページにお進み願います。

第5款保健事業費の第1項第1目健康診査費は、被保険者の健康診査や歯科検診事業を実施した市町村に対する補助金など、また、第2目健康保持増進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の市町村への委託経費のほか、人間ドックなどを実施した市町村に対する補助金を計上しているものでございます。

39ページにまいりまして、第7款基金積立金は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮

し、療養給付費の想定外の変動に対応できるよう概算で交付されました国庫負担金等につきまして、翌年度に精算した後に返還を要する額を保全するため、一時的に後期高齢者医療財政調整基金に積み立てたものでございます。

第9款諸支出金は、市町村への保険料負担金の還付金、あるいは令和元年度の療養給付費等の確定に伴う国や県、市町村からの負担金の返還をしたものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わります。

○議長（遠藤幸徳君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菅原代表監査委員。

○代表監査委員（菅原和彦君） 地方自治法の規定に基づき、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て、審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類については、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後も安定した医療保険制度の運営のため、収入及び支出の見通しを的確に把握するとともに、保険料収納率の向上や収入未済額の縮減に努めるほか、適正受診の促進や保健事業の推進により医療費の適正化を図るなど、市町村や関係機関との連携を図りながら、健全な財政運営を確保されるよう望むものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと思います。

○議長（遠藤幸徳君） 監査委員から決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することと決しました。

ここで代表監査委員が退席しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○議長（遠藤幸徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号から議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第7、議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第9、議案第7号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」までを一括し議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

工藤事務局長。

○事務局長（工藤弘幸君） 議案書の3ページをお開き願います。

議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことにより、傷病手当金の支給対象としている新型コロナウイルス感染症に関する規定を整理するため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、令和3年3月11日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書6ページをお開き願います。

議案第6号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等について、令和3年度分の保険料においても後期高齢者医療保険料を減免するため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、令和3年6月16日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書の7ページをお開き願います。

議案第7号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。東日本大震災により、原子力災害特別措置法の規定による避難指示等の対象地域に住所を有していたことにより避難した被保険者に係る令和3年度相当分の後期高齢者医療保険料を減免するため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、令和3年7月13日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第5号から議案第7号までにつきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第5号から議案第7号までに対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号から議案第7号まで一括採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号まで原案のとおり可決されました。

◎議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第10、議案第8号「令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第11、議案第9号「令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

工藤事務局長。

○事務局長（工藤弘幸君） 議案書の9ページをお開き願います。

議案第8号「令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億51万3,000円とするものであります。

議案書10ページ、11ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等を御覧願います。

また、別冊の令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書、令和3年11月の1ページからの一般会計補正予算（第1号）に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

令和2年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金への積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書の13ページをお開き願います。

議案第9号「令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50億4,547万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,617億8,110万5,000円とするものであります。

議案書14ページ、15ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等を御覧願います。

また、別冊の説明書の11ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

令和2年度決算における剰余金及び令和2年度の療養給付費負担金等に係る国・県及び27市町村への返還金が生じたほか、後期高齢者医療制度広報事業において、窓口負担割合変更収支に係る委託事務を実施するため所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第8号及び議案第9号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第8号及び議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第8号及び議案第9号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤幸徳君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時08分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 遠 藤 幸 徳

署 名 議 員 安 徳 壽 美 子

署 名 議 員 竹 花 邦 彦